

使 途 等 報 告 書

令和 年分

- 1 政党（支部）の名称 （ふりがな） _____
- 2 主たる事務所の所在地 _____
- 3 代表者の氏名 _____
- 4 会計責任者の氏名 _____

区	分
<input type="checkbox"/> 政	党
<input type="checkbox"/> 政	党の支部

すべての事務担当者の氏名

（電話） _____

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
政党交付金（支部政党交付金）の総額……………①				
前年末政党基金（支部基金）残高……………②				
政党交付金（支部政党交付金）による支出総額（④+⑤）……………③				
政党交付金（支部政党交付金）支出充当額総額……………④				
政党基金（支部基金）支出充当額総額……………⑤				
政党基金（支部基金）の積立てに充てるために取り崩した政党基金（支部基金）の額……………⑥				
政党基金（支部基金）積立総額（果実を含む。）……………⑦				
政党基金（支部基金）の運用により收受した果実の総額				
本年末等政党基金（支部基金）残高（②-⑤-⑥+⑦）……………⑧				
（備 考）	①-③+②-⑧			

2 政党交付金（支部政党交付金）の内訳

交 付 を し た 者	年 月 日	金 額			
		十億	百万	千	円
合 計					

(その6)

4 政党基金（支部基金）の内訳

政党基金（支部基金）の名称											
前年末の残高 ①	十億	百万	千	円	目的						
積立					取崩し						
年月日	金額				備考	年月日	金額				備考
	十億	百万	千	円			十億	百万	千	円	
小計 ②											
果実											
年月日	金額				備考						
	十億	百万	千	円							
小計 ③											
合計(②+③) ④						合計 ⑤					
本年末の残高 (①+④-⑤)⑥											
増減額 ⑥-①											

(そ の 7)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等及び残高証明等の写し等
- 2 監査意見書
- 3 監査報告書（本部に限る。）
- 4 提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書
- 5 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）（支部に限る。）

この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

政党（支部）の名称

会計責任者の氏名

（備考）

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

(記載要領)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この報告書は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で、その年において交付された政党交付金(支部政党交付金)及び政党交付金による支出(支部政党交付金による支出)の総額、項目別の金額並びに以下に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載すること。
- 3 政党交付金による支出とは、法第14条第1項に規定する政党交付金による支出をいい、支部政党交付金とは、法第14条第2項に規定する支部政党交付金をいい、支部政党交付金による支出とは、法第14条第3項に規定する支部政党交付金による支出をいうものとする。
- 4 様式(その1)について
「□」内には、該当するものに「レ」を記入すること。
- 5 様式(その2)について
 - (1) 政党交付金(支部政党交付金)による支出総額については、その内訳として、「政党交付金(支部政党交付金)支出充当額総額」又は「政党基金(支部基金)支出充当額総額」に分類し、総額を記載すること。
 - (2) 「政党基金(支部基金)の積立てに充てるために取り崩した政党基金(支部基金)の額」欄には、例えば、「甲基金」の積立てに充てるために取り崩した「乙基金」の取崩し額について記載すること。
 - (3) 政党交付金(支部政党交付金)の内訳中「交付をした者」欄については、例えば、「国」、「甲党本部」、「甲党乙支部」というように具体的に記載すること。
- 6 様式(その3)について
政党交付金による支出(支部政党交付金による支出)は、次の分類基準により、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類したうえで、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載し、その内訳として、「政党交付金(支部政党交付金)充当額」又は「政党基金(支部基金)充当額」に分類し、それぞれの金額を記載すること。
 - (1) 経常経費

ア 人件費	政党の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料その他の各種保険料の類をいう。
イ 光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
ウ 備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
エ 事務所費	事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。
 - (2) 政治活動費

ア 組織活動費	当該政党の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。
イ 選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。
ウ 機関紙誌の発行 その他の事業費	
(ア) 機関紙誌の発行事業費	機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷送発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。

- (イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
- (ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、講演諸経費の類をいう。
- (エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。
- エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。
- オ 寄附金 政治活動に関する寄附、賛助金、負担金の類をいう。
- カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいう。

7 様式（その4）について

- (1) 支出の内訳については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が5万円以上の支出（人件費及び光熱水費に係るものを除く。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額、その内訳として政党交付金（支部政党交付金）充当額又は政党基金（支部基金）充当額に分類した金額及び年月日を次の例により記載すること。
- (2) 経常経費は、6の(1)のウ及びエの基準に分類し、さらに費目ごとに、備品・消耗品費にあっては、例えば、「事務所用自動車の購入・維持費」、事務所費にあっては、例えば、「事務所の借料損料」というように、適宜、小分類し、それぞれ別業とすること。また、政治活動費は、6の(2)のアからカまでの基準に分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあっては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあっては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあっては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあっては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあっては、例えば、「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあっては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附金にあっては、「寄附金」、「賛助金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別業とすること。
- (3) 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - ア 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
 - イ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - ウ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が5万円未満の支出を一括してその合計金額を記載すること。

8 様式（その5）について

支部政党交付金の内訳は、様式（その3）に記載した支部政党交付金の内訳について記載するものとし、記載に当たっては、支部ごとにその支部の名称、支部政党交付金の金額、支給年月日及び支給の目的について記載のうえ、支部ごとに小計を記載すること。

9 様式（その6）について

- (1) 政党基金（支部基金）の内訳は、様式（その2）に記載した政党基金（支部基金）の内訳について記載すること。
 - (2) 「政党基金（支部基金）の名称」欄には、当該基金の名称を、例えば、「選挙対策基金」というように記載し、「目的」欄には、基金の目的について、具体的に記載すること。基金が複数のときは、別業とすること。
 - (3) 積立て及び取崩しについては、かかる行為を行った日ごとに、年月日及び金額を記載し、「備考」欄に、積立て又は取崩しの内容を、例えば、「A基金からの積立て」、「大会費への充当」というように具体的に記載すること。
- 10 この報告書（宣誓書を含む。）を提出する際には、監査意見書、監査報告書、当該政党（支部）が提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書、総括文書（第10号様式及び第11号様式）、支部総括文書（第12号様式）並びに領収書等の写し及び政党基金（支部基金）に係る残高証明等の写しを提出すること。なお、第14条第2項第1号に掲げる場合にあっては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。